

仙台市障害者自立支援協議会の取組みについて

I 地域部会の取組みについて

1 経過

- ・多機関協働支援体制の強化に向け、各区障害者自立支援協議会（以下、「区自立協」という）の取組み等から見出された課題等を整理し、支援上の重要な視点や区自立協の効果的な取組みの汎化を図るため協議を行う。
- ・今年度は、計画相談支援等に係る実態把握を目的とした調査に基づく取組みの方向性等を踏まえ、次項の通り協議を行う。

*参考：過年度の地域部会における検討テーマの例

➤ サービス移行期における切れ目のない支援のあり方について

➤ 主任相談支援専門員が活躍、機能できるような仕組み作りについて

など

2 今年度の取組みについて

(1) 指定特定相談支援事業所（以下、「指定特定」という）を支える体制の充実について

- ・計画相談支援等に係る実態把握を目的とした調査より、指定特定の様々な実情が明らかとなった。各区自立協との関連においては、とりわけ、「一人事業所」が多く、支援等で行き詰った時などに相談できる環境がなく、問題を抱え込んでいる事業所があるという状況の改善は喫緊の課題であると考えられる。「一人事業所」に限らず、計画相談支援等における一連のケースワーク過程や、関係機関との連携において困難さを抱える事業所も少なくない。
- ・各区自立協では、これまでも指定特定を含む関係機関との連携強化のため、各般の取組みを進めてきたが、調査結果等を踏まえ、指定特定を支える体制の充実に向けた検討が求められる。
- ・今年度は、本部会において、調査結果に基づき各区ごとの指定特定の状況等について共有し、指定特定を支える体制の充実に向けた各区自立協の取組みについて協議する。

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助における実施状況の評価について

- ・標記サービスは、障害者の重度化や高齢化への対応を背景に、平成30年度に創設されたものであり、24時間体制の人員配置等により、手厚い支援の提供が可能である。
- ・一方で、支援が施設内で完結し、利用者と地域との交流や社会参加が狭まってしまう可能性もあることから、国より各自治体に対して、事業の実施状況の評価が求められている。
- ・本市では、本部会を評価の場として位置づけ、令和4年度から下記の手順により評価に取り組んできた。今年度も引き続き当該事業所の評価に取り組む。

① 地域部会長・障害者支援課等が対象事業所を訪問し、実地調査を行う（開所後、概ね1年程度経過した事業所に対して実施）。

② 本部会において、事業所から実施状況及び支援等の自己評価について報告する。

③ 本部会の委員と実地調査の結果を共有し、各委員と事業所により質疑・意見交換を行う。

※なお、過年度において、実地調査を行った事業所については、書面により実施状況及び支援等の自己評価について報告する。

※(1)(2)のほか、各区自立協の取組みの進捗・課題等に関しても本部会において共有する。

3 スケジュール

令和6年11月 第1回地域部会開催

- ・指定特定を支える体制の充実について（調査結果や課題の共有等）
- ・各区自立協における取組みの状況について

令和7年 2月 第2回地域部会開催

- ・指定特定を支える体制の充実について（令和7年度以降の各区自立協の取組みの計画について協議）

・日中サービス支援型指定共同生活援助における実施状況の評価について

3月 第2回障害者自立支援協議会において、部会の取組みについて報告

II 評価・研修部会の取組みについて

1 経過

- ・障害者相談支援体制の強化のため、効果的な支援を実践することができる人材育成のあり方について協議を行う。
- ・令和5年度までは、「障害者ケアマネジメント従事者養成研修」及び「障害者相談支援事業所運営自己評価」について、検討を行ってきた。当該テーマについては、見直しについて一定の整理がなされたことから、本部会における検討を終え、具体的な運営は別途設置した企画委員会において進めていくこととした。

※なお、今年度の「障害者ケアマネジメント従事者養成研修」及び「障害者相談支援事業所運営自己評価」の取組みの進捗については、[参考資料 4-1](#)及び[参考資料 4-2](#)を参照。

2 今年度の取組みについて

- ・今年度は、本部会を開催しないが、計画相談支援等に係る実態把握を目的とした調査及び今後実施を予定している基幹相談支援センターによる指定特定へのヒアリングの結果を踏まえ、次年度以降の実施を検討する。

3 スケジュール

令和6年 11～12月	基幹相談支援センターによる指定特定へのヒアリングの実施
令和7年 1～2月	ヒアリングの結果整理 評価・研修部会における令和7年度以降の取組みの方向性の検討・整理
3月	第2回障害者自立支援協議会において令和7年度以降の取組みの方向性について報告

III 区障害者自立支援協議会の取組みについて

1 経過

- ・区自立協は、地域における障害児者の支援体制に関する課題の把握や共有、関係機関間の連携強化、個別支援のあり方に関する検討等を行うため、5行政区において設置している。
- ・具体的には、以下の会議体を設置し、地域の実情を踏まえ、協議を行う。

会議体	目的
全体協議会	障害者ケアマネジメントの推進を図るため、区内における障害者等の地域生活に関する協議、情報交換等を行う。
実務者ネットワーク会議	実務者が地域の現状を話し合うことを通じて、障害者等の地域生活に関係する支援者間のネットワークの緊密化を促進し、利用者へのチームアプローチの円滑化を図る。また、同時に地域課題の抽出や、その解決を図る。
障害者相談支援事業所等連絡会議	対象者の居住地や相談先がどこであっても、的確な支援が提供されることを担保するため、各区役所・相談支援事業所の調整担当者が、組織を超えて拠点的に活動するチームを設け、レビューの実施等を通じて個別支援の質の維持・向上を図る。同時に地域の相談傾向を共有し、地域課題の抽出や、その解決を図る。
プロジェクトチーム (課題別・効果検証別)	地域の課題ごとに、課題の背景や解決の糸口を見つけるための活動を通じて、支援者間のネットワークの緊密化を促進するとともに、地域の課題の解決を図る。

2 今年度の取組み

- ・過年度までの活動や個別支援の蓄積等から見出した課題を踏まえ、各区において、[資料 4-別紙](#)の通り取り組む。